

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和8年1月20日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1) 業務名 如斯亭庭園管理業務委託

(2) 仕様書 別添のとおり

(3) 履行場所 秋田市旭川南町2番73号

(4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 入札参加要件

ア 秋田市内に事業所（本社、本店等）を有する者であること。

イ 文化財に指定されている伝統的な日本庭園（名勝）の維持管理技術の保存団体である「文化財庭園保存技術者協議会」の準会員補以上の資格を有する造園技能士を有していること。

ウ 過去2年間に市、国（特殊法人含む）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。なお、種類とは、剪定、草刈りおよび冬廻いを含む契約とする。

エ 市税に滞納がないこと。

オ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

(6) 入札参加申込み

受付期間 令和8年1月20日（火）から令和8年2月6日（金）まで

（土・日を除く、午前9時から午後5時、最終日は正午まで。）

受付場所 秋田市千秋公園1番4号

秋田市観光文化スポーツ部佐竹史料館

(7) 指名（非指名）通知

令和8年2月12日（木）までにFAXまたは電子メールで通知（予定）

(8) 入札

日 時 令和8年2月16日（月）午前10時（予定）

場 所 秋田市千秋公園1番4号

秋田市観光文化スポーツ部佐竹史料館

最低制限価格 設定あり

入札保証金 免除

(9) 契約日 令和8年2月20日（金）（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申し込みについて

ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出してください。

（ア）公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

（イ）「文化財庭園保存技術者協議会」の準会員補以上の資格者であることを証する書類（会員証等の写しを添付）

（ウ）庭園管理業務委託の実績調書（様式2）

※契約書の写しと履行内容が客観的に分かる資料を添付すること。

（エ）市税の納税証明書（写し可）

・秋田市に納めた法人市民税

・秋田市に納めた固定資産税

※法人市民税は直近の営業年度、固定資産税は直近のもの。なお、課税されていない場合や固定資産を有していない場合はその証明書を提出すること。

※法人市民税が課税されていない法人は、「法人設立・事業所設置届出書」の写しを提出すること。

（オ）登記簿謄本（写し可）

※申込日から3か月以内に発行されたもの

（カ）暴力団排除に関する誓約書（様式3）

イ アの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

ウ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付しません。

エ 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申し込みすることはできません。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方は非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXまたは電子メールで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金

額を切り捨てた額) を落札価格としますので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110 分の100 に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 予定価格の10 分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行います。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

カ 秋田市公契約基本条例（平成25年秋田市条例第12号）の規定に基づき、契約締結時において労働環境報告書の提出を求め、契約期間終了時において報告事項の履行状況の確認を行うものとします。

キ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合があります。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市観光文化スポーツ部佐竹史料館

電話 018-827-5075